

発注者綱紀保持に ご協力願います

事業者の皆様へ

東北地方整備局は発注事務に対し、国民の信頼を確保するため、「事業者等との応接方法」や「執務室の環境設備」、「事業者等からの不当な働きかけに対する対応」などを定め、遵守に努めております。

東北地方整備局コンプライアンス推進本部長 東北地方整備局長

このたび、東北地方整備局（本局）におきましては、事業者等との応接ルールについて、一部見直しを行いました。

【変更点】

執務室への入室制限について

・これまでは、積算担当及び技術審査担当部署への入室を制限していたところですが、

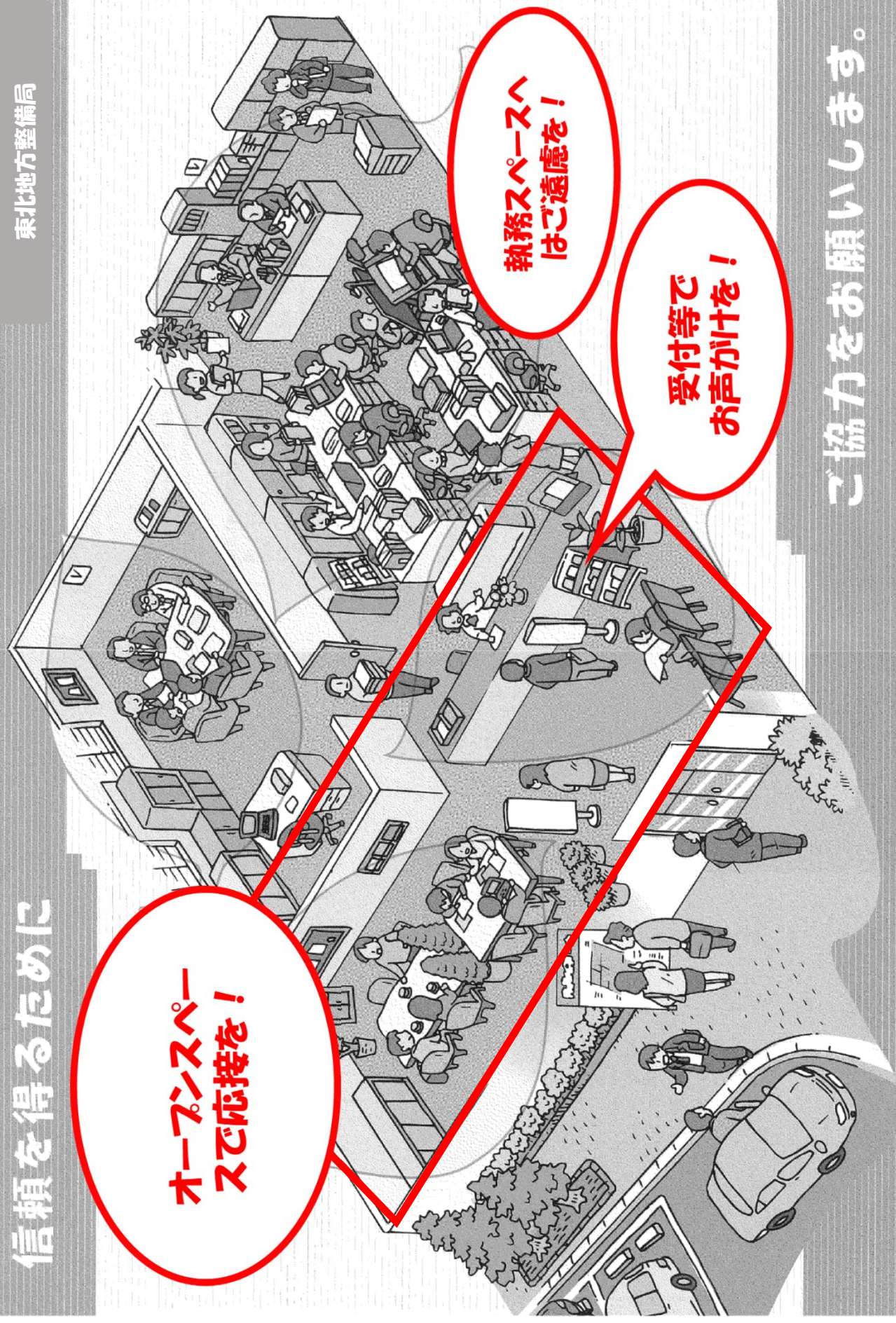
・H29. 3. 1より

全執務室内の執務スペースへの入室を制限させていただきます。

ごあいさつ等の場合は、受付もしくは付近の職員にお申し出頂き、オープンスペースにて承ります。

信頼を得るために

東北地方整備局



オープンスペースで応接を！

執務スペースへはご遠慮を！

受付等で
お声がけを！

ご協力をお願いします。